

議案第51号

石岡市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、農業者トレーニングセンターの使用料を改正するため。

石岡市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

石岡市農業者トレーニングセンター条例（平成17年石岡市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 農業者トレーニングセンター使用料

（単位：円）

区分				午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
体育館	団体使用（10人以上）	一般	片面	1,000	1,330	1,330	3,660
			全面	2,000	2,660	2,660	7,320
			談話室	520	690	690	1,900
		高校生以下	片面	500	660	660	1,820
			全面	1,000	1,330	1,330	3,660
			談話室	260	340	340	940
	個人使用	一般	2時間までごとに1人につき 220				
		高校生以下	2時間までごとに1人につき 110				

2 農業者トレーニングセンター附属施設等使用料

（単位：円）

区分			単 位	金 額
照明設備	団体使用（10人以上）	片面	1回	580
		全面		1,160
	個人使用	一般	2時間までごとに1人につき	60
		高校生以下		30
ステージ			1回	110

温水シャワー設備	団体使用（ 10人以上）	1回	1,570
	個人使用	1回	110
トレーニング室		1人につき	110

備考 1回とは、農業者トレーニングセンター使用料の表の午前、午後及び夜間のうちいずれかの区分の時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。